

平 24 環 境 政 策 第 843 号  
平成 25 年(2013 年) 3 月 29 日

各 市 町 長  
各健康福祉センター所長  
環境保健センター所長  
関 係 課 ( 室 ) 長  
様

山口県環境生活部長

山口県環境影響評価条例の一部を改正する条例等の施行について (通知)

山口県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (平成 25 年山口県条例第 16 号) が平成 25 年 3 月 19 日に、山口県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (平成 25 年山口県規則第 24 号) 及び山口県環境影響評価技術指針の一部改正に関する告示 (平成 25 年山口県告示第 138 号) が平成 25 年 3 月 29 日に公布等され、平成 25 年 4 月 1 日に施行されるところです。

については、改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましても、改正後の山口県環境影響評価条例 (平成 10 年山口県条例第 37 号。以下「条例」という。)、山口県環境影響評価施行規則 (平成 11 年山口県規則第 3 号。以下「規則」という。) 及び山口県環境影響評価技術指針 (平成 11 年山口県告示第 414 号。以下「技術指針」という。) の施行について、格段の御協力をお願いします。

記

I 条例改正の趣旨

今日の環境政策の課題については、生物多様性の保全や地球温暖化対策等、一層多様化・複雑化しており、その中で環境影響評価が果たすべき機能や評価技術をめぐる状況も変化してきている。このため、環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号) については、平成 23 年 4 月に改正され、平成 25 年 4 月 1 日から全面施行されることとなっている。

このような状況に適切に対応するため、条例について、法との整合を図り、所要の改正を行ったものである。

II 主な改正内容

①計画段階の配慮書手続の新設

事業の早期段階における環境配慮を可能にするため、計画段階の配慮書手続を実施することができるものとした。

②方法書説明会の開催の義務化

準備書段階と同様、方法書段階でも説明会の開催を義務化した。

③インターネットによる公表の義務化

インターネットを利用した環境影響評価図書（方法書、準備書、評価書）の公表を義務化した。

#### ④対象事業の追加

風力発電所を対象事業に追加し、発電出力1万kW以上を第一種事業、5,000kW以上1万kW未満を第二種事業とした。

### 第1 計画段階の配慮書手続の新設

事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるためには、事業に関する位置・規模や施設の配置・構造等の計画の立案段階において、環境の保全の見地からの検討を加え、事業に反映していくことが望ましい。このため、方法書の作成前の手続として、一又は二以上の第一種事業又は第二種事業（以下「第一種事業等」という。）の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）について検討し、その検討の結果についてまとめた計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成する手続を条例に位置付けた（条例第4条の2～第4条の7）。

なお、環境面以外の社会面、経済面からの検討をこの手続の中で実施する必要はないが、実施することを妨げるものではないことに留意されたい。

#### 1 計画段階配慮事項についての検討

##### (1) 配慮書手続の実施等

第一種事業等を実施しようとする者は、第一種事業等に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域の位置、第一種事業等の規模又は第一種事業等に係る施設等の構造若しくは配置に関する事項を決定するに当たっては、自主的な判断により、計画段階配慮事項についての検討その他の手続（以下「配慮書手続」という。）を行うことができるものとした。

また、第一種事業等を実施しようとする者は、配慮書手続を行うこととした場合は、その旨を知事に書面により通知するものとし、知事は、当該通知を受けたときは、当該通知に係る第一種事業等が実施されるべき区域を管轄する市町長に当該通知に係る書面の写しを送付しなければならないものとした（条例第4条の2）。

##### (2) 位置等に関する複数案の設定

第一種事業等を実施しようとする者が配慮書手続を行う場合、事業の位置・規模、施設の配置・構造に関する複数案（以下「位置等に関する複数案」）を原則設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとした（規則第3条の3）。

なお、位置等に関する複数案の設定に当たっては、位置・規模の複数案を設定することの方が、重大な環境影響を回避・低減できる余地が大きいと考えられるため、まず、位置・規模に係る複数案を検討し、必要に応じ、配置・構造に係る複数案を検討するものとした（技術指針第1条の2第1項）。

また、当該事業を実施しない案（ゼロ・オプション）については、他の事業を組み合わせることで当該事業の目的を達成することにより対象事業を実施しない案を設定することが現実的である場合には、複数案に含めるよう努めるものとし、当該

案を含めない場合はその理由を明らかにするものとした（技術指針第1条の2第2項）。

(3) 計画段階配慮事項の選定

第一種事業等に係る計画段階配慮事項の選定は、計画段階配慮事項について適切に検討するため、当該検討に影響を及ぼす第一種事業等の内容及び事業実施想定区域及びその周囲の自然的・社会的状況を把握した上で、当該第一種事業等に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討することにより行うものとした（技術指針第1条の3、第1条の4）。

(4) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定

調査、予測及び評価の手法の選定は、位置等に関する複数案及び選定された配慮事項（以下「選定事項」という。）ごとに、選定事項の特性及び第一種事業等が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行うものとした。なお、配慮書手続は、重大な環境影響の回避、低減を図るために行うものであり、網羅的かつ詳細に行う必要はないため、方法書等より簡易な手法とした（技術指針第1条の5～第1条の8）。

ア 計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法

調査は、原則として既存資料により実施するものとした。

なお、既存資料により必要な情報が得られない場合は、専門家等からの知見の収集を行い、それでも必要な情報が得られない場合は、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集するものとした。

イ 計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法

予測は、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、可能な限り定量的に把握するものとし、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握するものとした。

ウ 計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法

評価は、位置等に関する複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、比較するものとした。当該複数案が設定されていない場合は、第一種事業等の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種事業等を実施しようとする者により実行可能な範囲でできる限り回避、低減されているか否かについて評価を行うものとした。

これらの場合において、環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合が図られているか否かについて、検討するものとした。

エ 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

(ア) 生態系については、「重要な自然環境のまとまりの場」の考え方を導入し、既存資料により、次に掲げる重要な自然環境のまとまりの場として把握し、予測・評価において影響の程度を把握するものとした。

①自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である

ぜい弱な自然環境

- ②里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの
  - ③水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境
  - ④都市において現に残存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境
- (イ) その他の環境要素については、方法書等と同じ考え方により、調査、予測及び評価を実施するものとした。

## 2 配慮書の作成等

1の通知をした第一種事業等を実施しようとする者（以下「配慮書事業者」という。）は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならないものとした。なお、相互に関連する二以上の第一種事業等を実施しようとする場合は、当該配慮書事業者は、これらの第一種事業等について、併せて配慮書を作成することができるものとした（条例第4条の2）。

- ①配慮書事業者の氏名及び住所等
- ②第一種事業等の目的及び内容
- ③事業実施想定区域及びその周囲の概況
- ④計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- ⑤配慮書の案又は配慮書（以下「配慮書等」という。）についての一般の環境の保全の見地からの意見（一般の意見を聴取した場合に限る。）（規則第3条の4）

## 3 配慮書の送付等

配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、知事及び第一種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を公表しなければならないものとした（条例第4条の3）。

配慮書の公表場所は、①配慮書事業者の事務所、②県の保健所、③関係市町の庁舎等、④その他配慮書事業者が利用できる適切な施設から一般の参集の便を考慮して定めるものとした（規則第3条の5）。

配慮書の公表の方法は、前記の公表場所において行うとともに、インターネットの利用により、①配慮書事業者のウェブサイト、②県のウェブサイト、③関係市町のウェブサイトへの掲載により行うものとした。配慮書事業者からの依頼があれば、関係地域内又はその周辺にある市町の庁舎その他の施設を公表場所として提供することについて、また、配慮書を市町のウェブサイトに掲載することについて、御協力を願いたい。

配慮書の公表期間は、配慮書事業者が、配慮書及び要約書の内容を周知するための

相当な期間を定めるものとしており（規則第3条の7）、30日を目安に適当な期間を設定されたい。

#### 4 配慮書についての知事等の意見

知事は、配慮書の送付を受けたときは、60日以内に配慮書事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を述べるものとした。この場合において、知事は、配慮書について、期間を指定して、3の市町長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、山口県環境影響評価技術審査会の意見を聴き、これらの意見を勘案するものとした（条例第4条の5、規則第3条の8）。

#### 5 配慮書についての意見の聴取

配慮書事業者は、配慮書等について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならないものとした（条例第4条の6）。なお、より早期の段階で外部の意見を取り入れ、事業計画に反映させることが望ましいことから、可能な限り、配慮書の案について意見を求めるように努められたい。また、計画の立案を段階的に行う場合にあつては、当該立案の過程において、当該意見を複数回求めるように努められたい。

配慮書事業者は、当該意見を求める場合は、配慮書等を作成した旨等を公告し、公告の日の翌日から起算して30日以上を期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するものとした（規則第3条の9）。

配慮書等についての公告の方法は、①山口県報への掲載、②関係市町公報又は広報誌への掲載、③日刊新聞紙への掲載から適切な方法により行うものとしている。市町においては、事業者からの依頼があれば、公報や広報誌への掲載について御協力を願いたい。なお、配慮書事業者においては、広く住民に知らせるという観点からその手法を選択すべきである。

配慮書等について公告する事項は、①配慮書事業者の氏名及び住所等、②第一種事業等の名称、種類及び規模、③事業実施想定区域、④配慮書等の縦覧場所、期間及び時間、⑤配慮書等について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨、⑥意見書の提出期限、提出先その他当該意見書の提出に必要な事項とした。

配慮書等の縦覧場所については、配慮書の公表場所と同様とした。

#### 6 第一種事業等の廃止等

(1) 配慮書事業者は、配慮書の公表を行ってから方法書の公告を行うまでの間において、次のアからウまでのいずれかに該当することとなった場合には、配慮書の送付を当該配慮書事業者から受けた者にその旨通知するとともに、その旨を公表しなければならないこととした（条例第4条の7第1項）。

ア 第一種事業等を実施しないこととなったとき

イ 第一種事業等の目的、内容を修正した場合において、当該修正後の事業が第一種事業にも第二種事業にも該当しないこととなったとき

ウ 第一種事業等を他の者に引き継いだとき

(2) (1)のウの場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業等であるときは、(1)による公表の日以前に当該引継ぎ前の配慮書事業者が行った配慮書手続は新たに配慮書事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮書事業者について行われた配慮書手続は新たに配慮書事業者となった者について行われたものとみなすものとした（条例第4条の7第2項）。

## 第2 方法書手続の改正

### 1 方法書の記載内容の追加

事業者は、配慮書手続を行っている場合、方法書の作成に当たっては、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書についての知事の意見が述べられたときはこれを勘案した上で、対象事業に係る環境影響評価のための項目や手法等について、次に掲げる事項を整理した方法書を作成しなければならないものとした（条例第6条、規則第5条の2）。

- ①計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
- ②配慮書についての知事の環境の保全の見地からの意見
- ③②の意見についての事業者の見解
- ④配慮書等についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要
- ⑤④の意見についての配慮書事業者の見解
- ⑥事業の位置・規模、施設の配置・構造を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

### 2 方法書の要約書の送付等

方法書については、その大部化及び内容の高度化が進んでいることから、内容をわかりやすく周知するために、要約書を作成し、方法書とともに知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に送付し、条例第8条の公告後、縦覧に供するものとした（条例第7条、第8条、規則第9条の2）。

### 3 方法書説明会の開催の義務化

(1) 方法書について記載事項の周知を図るため、事業者は、縦覧期間内に、対象事業により環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、方法書の説明会を開催しなければならないものとした。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができるものとした（条例第8条の2第1項）。

(2) 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、これらを説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならないものとした（条例第8条の2第2項）。

(3) 事業者は、その責めに帰すことのできない事由で説明会を開催できない場合には、当該説明会を開催することを要しないものとした（条例第8条の2第4項）。

事業者の責めに帰すことのできない事由は、天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能である場合、事業者以外の者により説明会の開催が

故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催することができないことが明らかである場合とした（規則第9条の5）。

### 第3 インターネットによる公表の義務化

環境影響評価制度は、環境保全に関する外部との情報交流を義務付けることにより事業者の十全な環境配慮を確保する制度であり、環境影響評価図書（方法書、準備書、評価書）へのアクセスの利便性を向上させることによる情報交流の充実が制度の根幹に関わる重要な問題である。このため、環境の保全の見地からの意見を有する者が、居住地域に限定されることなく環境影響評価図書を確認できる必要があることから、事業者が作成する方法書、準備書及び評価書について、その要約書とともに、インターネットの利用により公表することを義務付けるものとした（条例第8条、16条、第23条）。

環境影響評価図書及びその要約書の公表は、①事業者のウェブサイト、②県のウェブサイト、③関係市町のウェブサイトへの掲載のうち適切な方法により行うものとした（規則第9条の2、第16条、第32条の2）。

また、インターネットによる公表が義務付けられ、準備書の記載事項について周知がなされることから、説明会を開催できない場合における記載事項の周知に係る規定は削除することとした。

### 第4 対象事業の追加

再生可能エネルギーとして風力発電の導入促進が予測される社会的背景を踏まえ、騒音・低周波音や鳥類への影響等について、環境保全に十分配慮することが必要であるため、条例第2条第2項第5号に掲げる事業（発電所の設置又は変更の事業）の種類に該当する事業として、風力発電所の設置又は変更の事業を追加した。

規模要件としては、第一種事業は発電出力1万kW以上、第二種事業は5,000kW以上1万kW未満とした（規則別表第1）。

なお、法第二種事業及び法対象事業に該当するものは、条例の第一種事業及び第二種事業から除かれるものである（条例第2条第2項）。

### 第5 その他

#### 1 第二種事業に係る判定

知事が条例第5条第1項の判定（以下、「スクリーニング手続」という。）を行う場合において、考慮すべき「重要な自然環境」の範囲に、次の地域を追加した（規則第5条第1項第2号ハ）。

- ①人為的な改変をほとんど受けていない自然環境が存在する地域
- ②野生生物の重要な生息地若しくは生育地が存在する地域
- ③第1の1(4)エ(ア)①～④に掲げる自然環境が存在する地域

#### 2 都市計画特例の改正

- (1) 配慮書手続に係る都市計画特例

条例では従来から、対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）が都市計画に定められる場合、当該都市計画の決定又は変更を行う都市計画決定権者が事業者に代わって、都市計画の決定又は変更の手續と併せて環境影響評価手續きを行うこととしているところである。配慮書手續についても、都市計画決定権者が、事業の諸元が決定していない段階において計画段階配慮事項についての検討を行うことは、都市計画の案の作成に際し、より環境に配慮した計画の立案に資するものであることから、第一種事業等が都市計画に定められる場合、当該都市計画の決定又は変更を行う都市計画決定権者が、第一種事業等を実施しようとする者に代わって行うことができるものとした（条例第34条の2）。

## (2) 事業者等の行う環境影響評価との調整

ア 配慮書事業者が配慮書の公表を行ってから方法書を作成するまでの間において、当該第一種事業又は当該第一種事業に係る施設を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が環境影響評価を引き継ぐ場合、当該第一種事業を実施しようとする者は配慮書及び配慮書についての知事意見の書面を都市計画決定権者に送付するものとし、送付までの第一種事業を実施しようとする者に関する行為は全て都市計画決定権者に関するものとみなすものとした（条例第39条第1項、第2項）。

イ 都市計画決定権者がスクリーニング手續を行った結果、方法書以降の環境影響評価手續を実施する必要があると判定された第二種事業について、当該第二種事業を実施しようとする者が配慮書を作成している場合は、第二種事業を実施しようとする者は、当該配慮書及び当該配慮書についての知事意見の書面を都市計画決定権者に送付するものとし、送付までの第二種事業を実施しようとする者に関する行為は全て都市計画決定権者に関するものとみなすものとした（条例第35条第3項、第4項）。

## (3) 事業者の協力

都市計画決定権者は、第一種事業等を実施しようとする者に対し、配慮書手續を行うための資料の提供その他の必要な協力を求めることができるものとした（条例第40条）。

## (4) 都市計画に係る手續との調整

ア 都市計画決定権者が準備書及び要約書を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての都市計画の案と併せて、また、評価書及び要約書を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第14条第1項の図書と併せて、縦覧に供するものとした（条例第37条第2項）。

対象事業に係る都市計画決定権者が国土交通大臣である場合、国土交通大臣は、準備書及び要約書を縦覧に供する場合には、国土交通大臣が定める都市計画についての都市計画の案と併せて縦覧に供し、また、評価書及び要約書を縦覧に供する場合には、国土交通大臣は、知事に送付し、知事は、国土交通大臣が定める都市計画についての同法第14条第1項の図書の写しと併せてこれらを縦覧に供するものとした（条例第37条第3項）。

イ 都市計画決定権者は、アにより準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供した場

合において述べられた意見の内容が、当該準備書についての意見書と、当該準備書に係る都市計画の案についての都市計画法の規定による意見書のいずれに係るものであるかを判別することができないときは、そのいずれでもあるとみなして、この条例及び同法の規定を適用するものとした（条例第37条第4項）。

ウ 都市計画決定権者は、環境影響評価その他の手続を行う場合には、評価書及び要約書を、都市計画決定権者が国土交通大臣又は県であるときは都市計画法の規定による都市計画の案の付議と併せて山口県都市計画審議会に、市町であるときは、市町都市計画審議会に付議するものとした（条例第37条第5項）。

(5) 対象事業を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例

(4) ア又はイにより、準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供する場合、都市計画法第17条第1項及び第2項の規定の適用について、同法第17条第1項の都市計画の案の縦覧期間について二週間とあるのは一月間と、同条第2項の意見書の提出期限について縦覧期間満了の日とあるのは縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日とするものとした。これは、本条例における準備書の縦覧期間及び環境の保全の見地からの意見の提出期限と整合を図るものである（条例第37条の2第1項）。

3 法対象事業等に係る手続

知事は、法第一種事業又は法第二種事業に係る配慮書等について意見を述べる場合には、期間を指定して、当該第一種事業又は第二種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に環境の保全の見地からの意見を求めなければならないものとした（条例第43条第1項）。

また、この場合において、知事は、当該配慮書等について審査会の意見を聴くものとした（条例第43条第2項）。